

2021 年 5 月 21 日

各 位

会社名	ベイス株式会社
代表者名	代表取締役社長 吉村 公孝 (コード番号：4068 東証マザーズ)
問合せ先	取締役経営管理本部長 高野 竜介 (TEL 03-5769-2141)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 196,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2021 年 6 月 4 日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2021 年 6 月 23 日 (水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021 年 6 月 15 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、岡三証券株式会社、いちよし証券株式会社、東海東京証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、マネックス証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021 年 6 月 15 日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2021 年 6 月 16 日 (水曜日) から
2021 年 6 月 21 日 (月曜日) まで |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2021 年 6 月 24 日 (木曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 五反田支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|--|--|-----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 153,000 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都世田谷区
吉村 公孝 | 98,000 株 |
| | 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
Accuver 株式会社 | 55,000 株 |
| (3) 売出方法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売出価格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申込期間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株式受渡期日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|--|---|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 52,300 株（上限） |
| | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2021年6月15日（発行価格等決定日）に決定される。） | |
| (2) 売出人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売出方法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売出価格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申込期間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株式受渡期日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | | |
|----------------|------------------------------|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 52,300 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申込期日 | 2021年7月27日（火曜日） | |
| (4) 払込期日 | 2021年7月28日（水曜日） | |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- | | |
|---|--|
| (5) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021年6月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。 |
| (7) 割当価格 | 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。） |
| (8) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (9) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 五反田支店 |
| (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。 | |

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記1.の公募による募集株式発行に関して、当社は、みずほ証券株式会社に對し、発行株式数のうち5,800株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：ベシスグループ従業員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 196,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 153,000株
② オーバーアロットメントによる売出し（※）
当社普通株式 上限52,300株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2021年6月8日（火曜日）から
2021年6月14日（月曜日）まで |
| (4) 価格決定日 | 2021年6月15日（火曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。） |
| (5) 申込期間 | 2021年6月16日（水曜日）から
2021年6月21日（月曜日）まで |
| (6) 払込期日 | 2021年6月23日（水曜日） |
| (7) 株式受渡期日 | 2021年6月24日（木曜日） |
| (※) オーバーアロットメントによる売出しについて | |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が52,300株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である吉村公孝（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式52,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2021年6月24日（上場日）から2021年7月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,562,100株
公募による新株式発行による増加株式数	196,000株
公募後の発行済株式総数	1,758,100株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	52,300株（最大）
増加後の発行済株式総数	1,810,400株（最大）

3. 調達資金の用途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額343,427千円（※）については、第三者割当増資の手取概算額上限94,307千円（※）と合わせた、手取概算額合計上限437,734千円について、(1)設備投資資金に153,000千円、(2)運転資金に236,070千円、(3)借入金返済資金に48,664千円を充当する予定です。

なお、上記調達資金につきましては、各々の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格1,960円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本としており、剰余金の期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術・開発体制を強化し、さらには、人員増強によるサービスに充当することで、更なる事業拡大に努めてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

現時点において配当実施の可能性、実施時期については未定であります。将来的には、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期
1株当たり当期純利益金額	6,762.25円	39.44円	44.80円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－％	－％	－％
自己資本当期純利益率	42.3％	11.6％	11.7％
純資産配当率	－％	－％	－％

- (注)
1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
 2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
 5. 当社は、2021年3月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、2019年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 6. 当社は、2021年3月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2018年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2018年6月期（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期
1株当たり当期純利益金額	135.25円	39.44円	44.80円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である吉村公孝、並びに当社株主（新株予約権者を含む。）であるワイズマネージメント株式会社、ベイスグループ従業員持株会、和田健士、高野竜介、遊佐武文、田中裕輔、松下弘樹、佐藤倫大、山下淳史、鈴木隼土、島野祥一、宮本宗治、大塚駿、土田謙志、中津尚毅、中村勝隆、加藤諒、針生靖菜、谷口真司、彦野誠、中谷康宏、西川彩及び木村周は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年12月20日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2021年9月21日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年12月20日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年5月21日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。